

意見書案第13号

福島原発処理汚染水放出に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年11月30日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 根岸裕美子

〃 〃 細谷典男

〃 〃 関戸勇

福島原発処理汚染水放出に関する意見書（案）

東京電力福島第一原発の処理汚染水について、2020年10月27日に、政府は汚染水を海に流すことを決定する予定でしたが、先日これを延期するという報道がありました。中止ではなく延期ということですので、いつ緊急に決定され、放出されるか分かりません。

現在、タンク内の処理汚染水の7割が、トリチウムのみならず、セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、ヨウ素129などの放射性物質の濃度基準を上回っており、最大で、濃度基準の約2万倍の処理汚染水が貯められています。東電は二次処理をしていますが、実証実験は今年の9月から始まったばかりで、二次処理した結果、どの核種がどの程度残留するかはまだ明らかではありません。

政府はこれまで処理汚染水の処分について、意見を聞く場を設けてきました。

2018年の説明公聴会では、44人中42人が海洋放出に反対しました。また、今年になってから経済産業省は、7回もの「ご意見を伺う場」を開催。その場で、福島県の漁業、林業、農業関係の団体、全漁連などの代表が、明確に海洋放出に反対しました。

福島県では、59市町村のうち41市町村議会が、海洋放出へ反対もしくは慎重な意見書や決議を可決しています。

政府はこのような意見に耳を傾けるべきではないでしょうか。

また、海に流す以外の代替案として、技術者や研究者のグループから「大型タンクによる長期安定保管」や「モルタル固化処分」という提案もなされていますが、これらについて十分に検討されていません。

たとえ、希釈して海洋投棄されたとしても食物連鎖などの生態系を通じて濃縮されるので、希釈すれば安全ということは、過去に多くの公害問題で繰り返された誤りであり、環境に放出される総量こそが問題です。

よって、政府は、東京電力福島第一原発の処理汚染水を海洋放出することを決定しないことを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2年12月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 経済産業大臣 環境大臣 復興大臣